

第 5836 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 14日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ 役員又は使用人に金銭を貸し付けたとき

Q：会社が役員や使用人に金銭を貸し付けるときは、利息を取らなければなりませんか？

A：原則として取らなければなりません。

【解説】

会社が役員や使用人に金銭を貸し付けるときは、原則として利息を取らなければなりません。

金利は、次の利率によることとなります。

1. 会社が他から借り入れて貸し付けた場合
・・・その借入金の利率
2. その他の場合
・・・貸付けを行った日の属する年に応じた利率

※平成27年～28年は年1.8%

平成29年中に貸付けを行ったものは年1.7%

会社が無利息又はこの利息より低い利率で金銭を貸し付けた場合は、下記に該当する場合を除き、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることとなります。

- ①災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった場合
- ②会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率で貸し付ける場合
- ③①及び②以外の貸付金の場合で、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

